

議案第 1 1 号

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

みよし市長 小 山 祐

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 4 0 年三好町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
（議員報酬の額）			
第 2 条 議員報酬月額は、別表のとおりとする。			
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
区分	議員報酬月額	区分	議員報酬月額
議長	<u>517,000円</u>	議長	<u>502,000円</u>
副議長	<u>443,000円</u>	副議長	<u>430,000円</u>
議員	<u>401,000円</u>	議員	<u>390,000円</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、みよし市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員報酬月額を引き上げるため必要があるからである。